

議案第28号

南風原町使用料条例の一部を改正する条例

南風原町使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年6月9日提出

南風原町長 金城 宏 孝

(提案理由)

近隣の賃借料を踏まえ行政財産の使用料を値上げする必要があるため提案する。

南風原町使用料条例の一部を改正する条例

南風原町使用料条例（昭和47年南風原村条例第33号）の一部を次のように改正する。
別表第2中「1ヶ月」を「1箇月」に、「3,200円」を「4,000円」に、「360円」を「450円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。